

袖ヶ浦市市道上泉16号線・永吉2号線
ネーミングライツ命名権者
募集要項

令和8年6月

袖ヶ浦市都市建設部土木管理課

1 目的

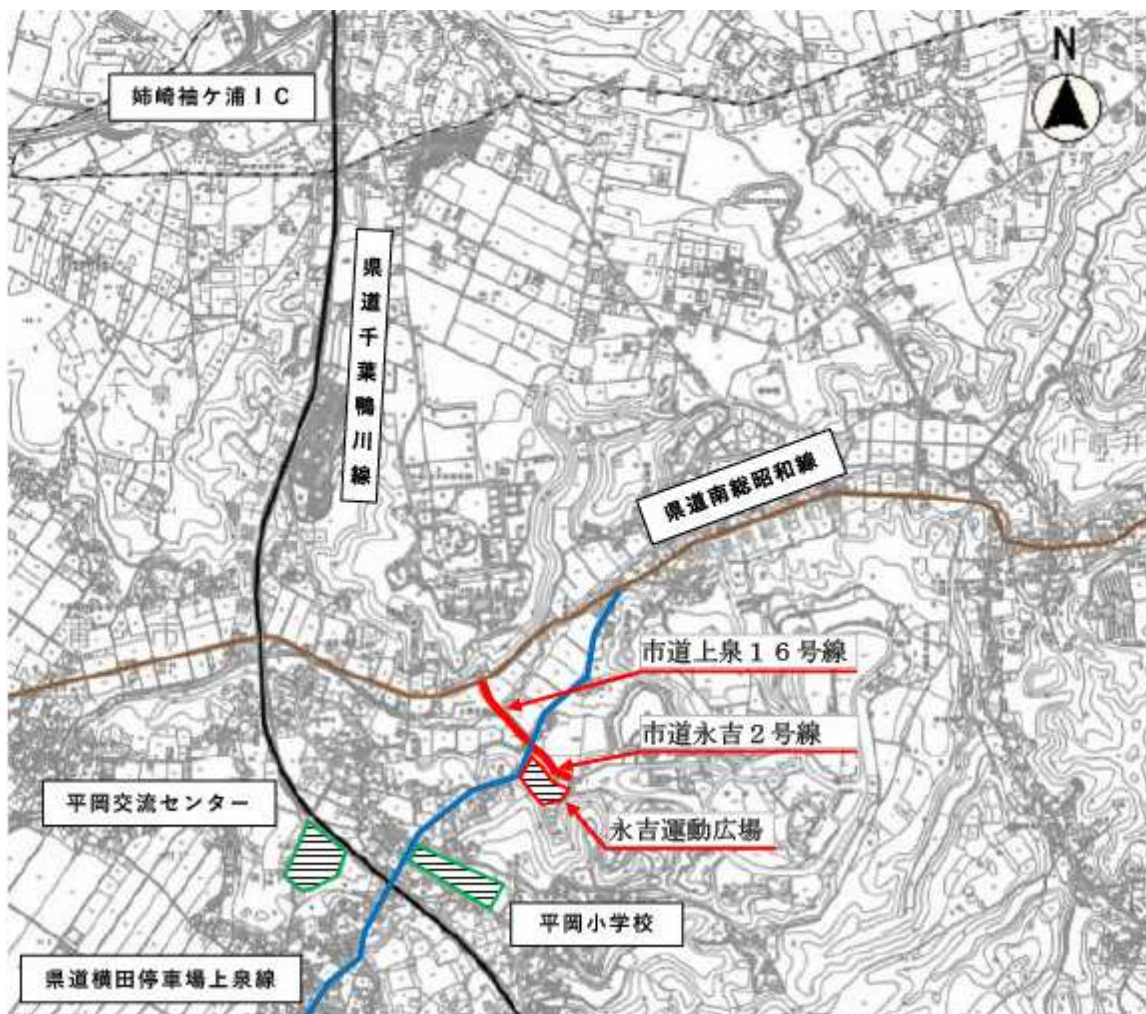
袖ヶ浦市（以下「市」という。）では、袖ヶ浦市市道（以下「市道」という。）の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を事業者に付与することを通じて、事業者の支援により施設の魅力を高めるとともに、市の新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的として、市道の命名権者を募集します。

今回は、事業者から下記募集対象市道に対するネーミングライツの要望があったことから、公平性を期するため、事業者を公募するものです。

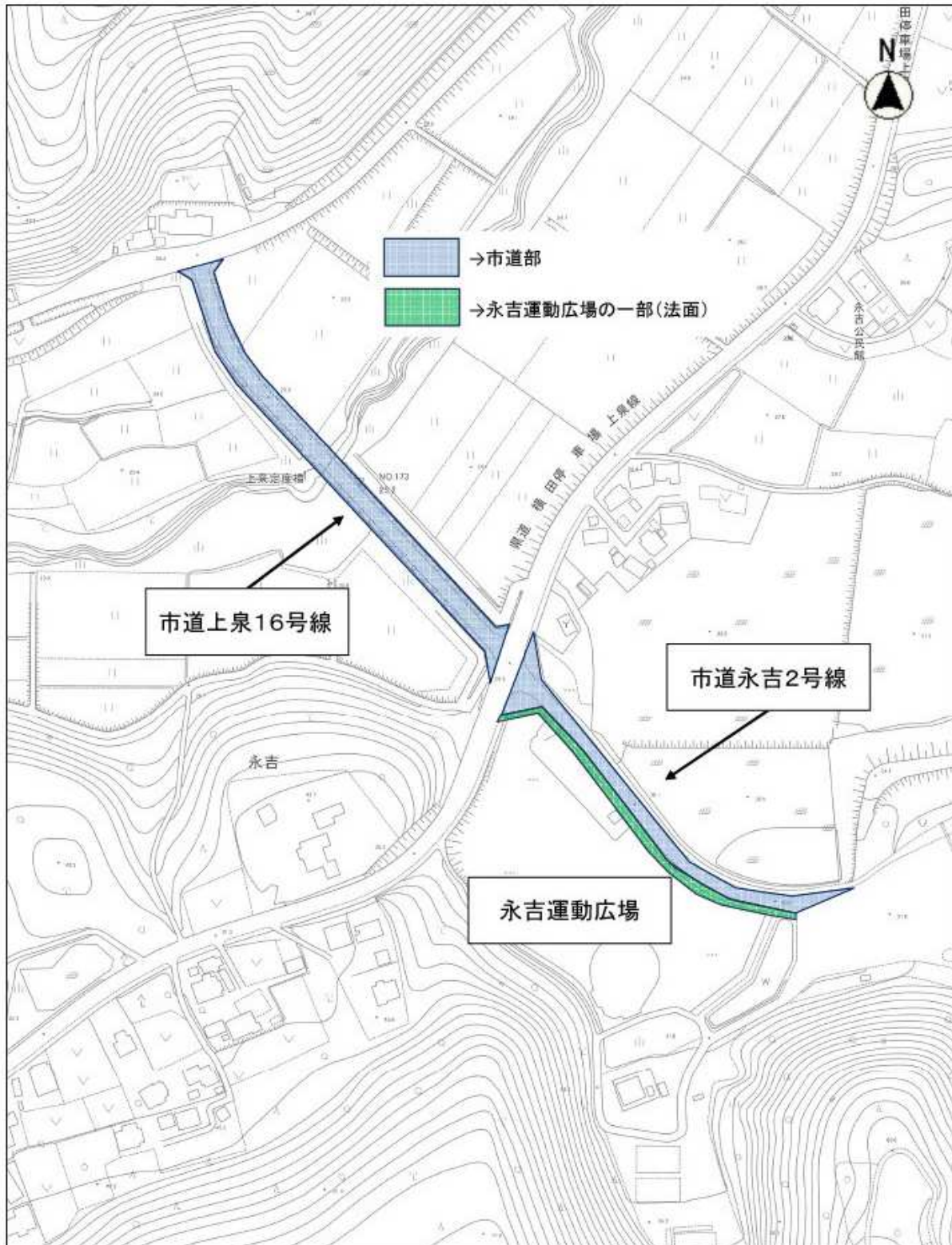
2 募集対象市道

- (1) 名称 市道上泉16号線 L=254.79m
市道永吉2号線（永吉運動広場の一部を含む） L=264.11m
- (2) 所在地 上泉16号線 起点：袖ヶ浦市上泉字定度1344番1地先
終点：袖ヶ浦市永吉字下山下106番3地先
永吉2号線（永吉運動広場の一部を含む）
起点：袖ヶ浦市永吉字四反目713番6地先
終点：袖ヶ浦市永吉字西中票705番2地先

(3) 案内図



(4) 詳細図



3 募集概要

(1) 命名権の対象市道

市道上泉16号線 (L = 254.79m)

市道永吉2号線 (永吉運動広場の一部を含む) (L = 264.11m)

(2) ネーミングライツの範囲

① 市道の愛称として、法人の名称や商品名(ブランド名)等を付することができます。条例上の施設名称である「市道上泉16号線、市道永吉2号線、永吉運動広場」を変更するものではありません。

② 愛称による施設名称看板等を設置できます。

施設名称看板等の意匠・構造・設置方法等については、道路法等の関係法令を遵守し、かつ市と協議の上、命名権者においてご提示願います。

③ 命名権者であることを自社のホームページや出版物等で広報することができます。

④ 契約期間終了後、当該施設の契約更新に際して優先交渉権があります。

(3) 命名条件

① 公共の施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られ、施設の設置目的をイメージできるものにしてください。

② 日本語又は英語(アルファベット)により表記可能なものとします。(企業ロゴ、マーク等は除く。)

③ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。また、既存の道路愛称を併記させていただくことがあります。なお、道路法における路線名の変更は、行うことができません。

④ 命名権料または役務の提供内容のほか、募集対象市道周辺の美化活動など、地域貢献に関する具体的な提案等については、ネーミングライツ事業申込書の附帯的な提案にご記入ください。

(4) 契約期間

5年間

(5) 命名権料(基準価格)

1年間あたり400,000円以上または400,000円以上の役務の提供等を希望(消費税及び地方消費税を含まない。)

※提案のあった命名権料をはじめとする各審査項目を、袖ヶ浦市ネーミングライツ事業実施要綱及び袖ヶ浦市ネーミングライツ事業導入ガイドラインに基づき審査し、命名権者を決定します。

※契約時に上記金額に消費税及び地方消費税を含めた金額で契約します。

※年度途中の契約の場合は、月割りとし、1円未満は切捨てとします。

なお、期間に一月未満の端数があるときは一月として計算します。

(6) 愛称の使用開始予定時期

令和8年10月1日(木)

(7) ネーミングライツ事業に係る費用負担

費用負担については、以下について命名権者が負担する。

ア) 命名権料または役務の提供

イ) 提案及び契約締結に係る諸費用

ウ) 市道敷地内外の表示の変更（施設看板）及び維持管理に係る費用※

エ) 原状回復費用

※市道敷地内外の既存表示の変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め市や関係機関と協議の上、決定します。

4 募集期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月19日（金）まで

5 募集要項の配布

(1) 配布場所

問合せ先と同じ

(2) 配布期間等

令和8年6月1日（月）から令和8年6月19日（金）午後4時30分まで
（土日祝日を除く。）

(3) 郵送等による配布

① 郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った返信用封筒（角2サイズ以上）を同封の上、袖ヶ浦市都市建設部土木管理課あてにて請求ください。

なお、市のホームページからもダウンロードできます。

② ファックス、電子メール等による配布は行いません。

6 応募資格

(1) 募集の趣旨に賛同し、命名権者になることを希望する事業者が対象です。

(2) 袖ヶ浦市ネーミングライツ事業実施要綱及び袖ヶ浦市広告掲載に関する要綱、袖ヶ浦市広告掲載基準に合致しない業種及び事業者でないこと。

(3) 応募者の事業所所在地は、袖ヶ浦市内外を問いません。

7 応募方法

(1) 提出書類

① 袖ヶ浦市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）

② 法人の概要を記載した書類

③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類

④ 法人の登記事項証明書

- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 最新年度の事業計画書
- ⑦ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- ⑧ 直近1年間分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び市税完納証明）
- ⑨ 提案事項を記した書面（任意書式）
 - ※市主催のイベント時の計画、地域貢献に関する提案や、施設の魅力を向上させる提案等を記載

(2) 受付場所

袖ヶ浦市 都市建設部 土木管理課 管理班（袖ヶ浦市役所6階）
〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

(3) 受付期間及び受付時間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月19日（金）午後4時30分まで
（持参の場合は、土日休日を除く。）

(4) 提出方法

- ① (1)に掲げる提出書類を、袖ヶ浦市都市建設部土木管理課へ持参又は郵送してください。
- ② 郵送の場合は、令和8年6月19日（金）消印有効とします。
- ③ 受付期間経過後において、提出書類の内容を変更することはできません。
- ④ 提出書類は、返却しません。

(5) 提出部数

原本1部とその写し1部

(6) 応募に関する質問

- ① 質問の受付期間及び受付時間
令和8年6月1日（月）から令和8年6月12日（金）の午後4時30分まで
（土日休日は除く。）
- ② 質問の方法
質問事項のある事業者は、「質問票」（別紙1）により郵送、ファックス又は開封確認を付した電子メールで行ってください。
また、電子メール送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行ってください。
- ③ 質問の受付場所
問合せ先に同じ
- ④ 質問への回答予定期日
質問に対する回答は、令和8年6月17日（水）までに行う予定です。

(7) 著作権の帰属

愛称に関する知的財産権は、命名権者に帰属するものとしますが、市が無償で使用することを認めるものとします。

また、本件愛称表示に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、命名権者が自己の責任と費用において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

(8) 留意事項

- ① 提案に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、応募者に負担いただきます。
- ② 市が必要と認める場合は、(1)に掲げる提出書類以外の書類の提出を求める場合があります。
- ③ 市が必要と認める場合は、提出書類の提出後に応募者に対してヒアリングを実施する場合があります。

8 選定方法

選定に当たっては、市が設置した審査会において、命名権料または役務の提供内容、愛称、応募者の経営状況、社会貢献度等を総合的に評価し、その結果を基に市長が命名権者となる事業者を決定します。

また、応募者が1者のみの場合も、審査会において採用の可否を審査します。

9 審査結果の通知、公表

審査結果は、全ての応募者に通知します。審査の結果、選定基準を満たすものがない場合は、命名権者を選定しないこととします。

市は優先交渉者と締結に向けた協議を行い、合意が成立し、正式に契約を締結した後、契約内容（命名権者、愛称、命名権料等）について、市のホームページ等で公表します。

10 契約の解除

命名権者が、袖ヶ浦市ネーミングライツ事業実施要綱第17条第1項各号のいずれかに該当するときには、契約を解除するものとします。その場合、命名権者は、速やかに施設を原状回復するものとし、その必要な費用は、命名権者の負担とします。なお、契約を解除した場合、市は当該年度分の契約金額は返還しません。

11 問合せ先

袖ヶ浦市 都市建設部 土木管理課 管理班

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1（袖ヶ浦市役所）

電話 0438-62-3558

FAX 0438-63-9670

メール sode21@city.sodegaura.chiba.jp